

■委員長挨拶により開会。

●まず、第4号議案「四万十市森林環境譲与税基金条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：篠田農林水産課長】「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の施行に伴い、四万十市に譲与されることとなった森林環境譲与税を積み立て、管理し、市の森林整備及びその推進に関する施策に充てることを目的とした基金を設置するもの。9月と3月に譲与される譲与税を一旦基金に積み立てて、それを原資として取り崩しながら事業を行う。使い切れなかった分は翌年に繰り越すことができるため基金として管理するもの。法律の施行が平成31年3月29日であったため、6月議会で提案となった。

【質疑：上岡委員】基金を使うとき、議会のチェックはどのように入るのか。

【答弁：篠田農林水産課長】事業に要する経費や基金繰入等、一般会計のため、一般会計の予算、決算で議会のチェックが入る。

【質疑：白木委員】譲与税が最初に入るのが9月ということなので、9月になるまでは事業費は一般財源を使うということか。

【答弁：篠田農林水産課長】事業費は立て替える形で一般会計で支出。9月と3月に入った譲与税を基金に積み立てて、3月31日に取り崩し、一般会計に充当する。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第5号議案「四万十市沈下橋修繕基金条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：桑原まちづくり課長】岩間沈下橋をはじめとする老朽化した沈下橋の修繕事業に対し、県の沈下橋修繕事業費交付金を活用するため、基金を設置し市の財政負担軽減を図るもの。補助の内容については、大規模修繕等の事業に対し、まず防災・安全社会資本整備交付金を充て、残った分に起債を充てている。その充当額を差し引いた市の負担となる金額の50%を県補助金として交付するというもの。言葉でいうとちょっとわかりにくいので、簡単にしたモデルで説明すると、2億円の事業費に対し、防災・安全の補助率が59.4%なので、ここでは約60%とさせていただくと1億2,000万円の補助金。残り8,000万円に対し全額対象の起債を打つ。交付税措置が8割あるため、6,400万円は交付税で戻ってくるため、市の持ち出しは1,600万円ということになる。この1/2、この例では800万円が県からの交付金となる。お金の流れ的には、工事の翌年に交付金の申請。交付された金額について基金に積み立てる。その後、市で行う沈下橋の修繕に充てる、沈下橋の修繕を目的として国の事業に充てる、修繕に係る起債の償還に充てる等に使用できる。

【質疑：上岡委員】この交付金についての絶対条件として基金設置ということだが、県の目的は。

【答弁：桑原まちづくり課長】事業の翌年に申請・交付決定ということで目的外に使われないように設置するものと思われる。防災加速化基金と同様。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第8号議案「四万十市アロエ製品加工施設条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：小谷産業建設課長】アロエ製品加工施設について、3年毎の固定資産税評価替えに伴う評価額見直し及び昨年度のアロエ葉洗浄機交換による評価額増を根拠とした使用料の見直しを行うとともに、消費税及び地方消費税の引き上げに伴う見直しを併せて行うもので、これまでの使用料月額194,500円を206,100円に変更するもの。

【質疑：白木委員】評価額がどのようにかわったのか数字を示してほしい。

【答弁：小谷産業建設課長】家屋・土地・機械設備の評価額を固定資産税評価額より求めている。使用料としては、家屋・機械設備の評価額の7%、土地の評価額の4%を合計したものを年間の使用料としている。洗浄機については以前のもの評価額23万7,000円が、昨年度整備し、事業費615万6,000円で現在の評価額は552万1,000円となっている。家屋・機械設備の評価額は年々減少していくものだが、洗浄機が新しくなったため、全体では評価額が上がり使用料が少し増える結果となった。

【質疑：白木委員】消費税を差し引いて逆算すると約4%評価額が上がったと思うが、その認識でよいか。

【答弁：小谷産業建設課長】評価額については前回は3,569万円余り。今回3,561万2,000円。土地と家屋・機械設備で使用料に対する率が違うため全体の評価額の増減割合とは一致しない。

【**質疑：谷田委員**】10月1日の消費税の引き上げについてはまだ決まっておらず、この分については来年の4月からでもいいと思う。この条例に限らないが、その点をどう考えるのか。

【**答弁：小谷産業建設課長**】庁内の協議により、仮に消費税が上がらない場合は、再度8%に下げる条例を制定するという事になっている。

【**質疑：白木委員**】消費税が上がらなかった場合は、議会で消費税を下げる条例を制定し10月からの使用料を還付するのか。

【**答弁：小谷産業建設課長**】還付にならないように臨時議会又は専決処分を考えている。

【**質疑：上岡委員**】洗浄機は事業費が615万円で評価額が550万円ということだが、買ったばかりなのになぜこれほど評価が低いのか。事業費615万円だが、機械の価格は550万円ということか。

【**答弁：小谷産業建設課長**】機械類については、翌年度から減価償却されるため、昨年度の価格から償却分減少したのになっている。

【**質疑：上岡委員**】減価償却するということはわかったが、これから3年間同じ使用料という話だと思うが、償却は1年分なのか、それとも1年分から4年分の償却の平均をとったものか。

(小休)

(正会)

【**答弁：小谷産業建設課長**】3年間使用料は同じで、その間にも評価額は年々減少していくものだが、今年度の評価額を元にした使用料で3年間継続するという取り決めをしている。

【**質疑：上岡委員**】取り決めについては理解した。最初に質問した機械本体の価格について教えてほしい。

(小休)

(正会)

【**答弁：小谷産業建設課長**】洗浄機事業費の615万6,000円のうち、据付工事30万円、運送費20万円、本体520万円、その他消費税となっている。

挙手による採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第9号議案「四万十市漁港管理条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【**説明：篠田農林水産課長**】これは、市の管理する漁港について、まず占用期間をこれまでの「3年以内」から「10年以内」に、使用期間をこれまでの「1月を超えることができない」から「1年以内とする」に改めるもので、これは国の模範漁港規定の改正に伴い条例改正するもの。次に消費税法改正に伴う8%から10%への改正。もう一点は別表の錯誤の訂正。以上の三点の改正。

(質疑なし)

挙手による採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第11号議案「四万十市道路線の認定について」、執行部から説明を受け審査を行った。

【**説明：桑原まちづくり課長**】これは、下田中学校の北側を通っております「いやしの里」への進入路について、平成29年に下田地区の4区長から、交通量が多いが幅員が狭いため度々脱輪の事故が起きる、行き違いの折に排水側溝の蓋を踏んで壊される等のため市道として整備して欲しいという要望があった。また個人所有地の寄附の了承も得られたことから、改良に向けた手続きを進めるため、市道として認定するもの。

【**質疑：上岡委員**】市道認定する場合、改良を行うのか。今の状態のまま市道として管理するのか。通常は両側溝なければ市道として取らないと思うが、そこは片側にしか側溝がない。また、沿線の一部を宅地として売り出している。

【**説明：桑原まちづくり課長**】事故が度々起こっており、一番狭いところの幅員が3.2mなのでこれを4.0m以上にはしていく必要があると考えている。

【**質疑：上岡委員**】市道認定の在り方について、ある時は事故が度々起こり危険なので市道として整備する、宅地開発したところでは両側溝なければ取らない、二つ別の考え方があるように思う。その都度、その時に合わせた理由付けをしてくるが、市道認定に関する明確な基準を示してほしい。

【**説明：桑原まちづくり課長**】ご指摘の通りでまちづくり課の中でも問題だと認識している。新設の場合は別として、既設の道路を認定する際の、対外的にきちんと説明できる基準を現在作成中である。

採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決した。

■次に管内視察について協議した。

(小休)

(正会)

【川村委員長】視察日は7月3日、視察先は「養豚場予定地」、「蕨岡、岡本橋」、「四万十農園「あぐりっこ」」、「食肉センター」、「サイクルロード」に決定した。

■次に行政視察について協議した。

(小休)

(正会)

【川村委員長】行政視察については10月7日～9日とし、視察先については次回以降の委員会で決定する。

●委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。